

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年8月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400034 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400039 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年11月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年10月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

令和3年4月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成12年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年4月1日から同年11月1日まで

A社に令和3年4月1日から正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が令和4年1月1日となっていた。年金事務所に確認請求を行ったところ、令和3年11月1日から厚生年金保険の被保険者であったことが認められ、年金記録が訂正されたが、厚生年金保険料は同年4月分の給与から継続して控除されていたので、被保険者資格の取得年月日を同年4月1日へ訂正し、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「給料支払明細書」、「令和4年度所得・課税証明書」、「雇用契約書（正社員用）」及びB市から提出された「R3年分B市2021年度【給与支払報告書】」により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、「給料支払明細書」、「令和4年度所

得・課税証明書」、「雇用契約書（正社員用）」により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び年金事務所の回答から17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和3年4月1日から同年11月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が令和4年1月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400073 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400040 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については 15 万円から 28 万円、同年 7 月の標準報酬月額については 15 万円から 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については 15 万円から 28 万円、同年 10 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については 17 万円から 28 万円とする。

平成 14 年 4 月から平成 15 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 4 月から平成 15 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日まで

A 社での勤務期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載されている支給額と相違しているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額 (以下「本来の報酬月額」という。) 若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額 (平成 14 年 4 月から同年 9 月までについては 15 万円、同年 10 月から平成 15 年 3 月までについては 17 万円) を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であること

から、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額又は本来の報酬月額から平成14年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額を28万円、同年7月の標準報酬月額を26万円、同年8月から平成15年3月までの期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る請求内容どおりの届出を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。